お知らせ

年末年始の業務について

市役所

市役所の年末年始の業務は、年末は12月28日（月）まで、年始は1月4日（月）からです。各種届け出や証明が必要な方は、お早めにお願いします。なお、婚姻・出生・死亡等の戸籍に関する届け出については、この期間も受け付けています。

ごみ収集

12月31日（木）から1月3日（日）の4日間すべてのごみ収集を休みます。年末年始については、毎年たくさんのごみがステーションに出され、周辺住民の方が大変迷惑をしています。特に生ごみ（可燃ごみ）については、犬や猫、カラスなどが食い散らかすおそれがありますので、ステーションに出さないようにご協力をお願いします。

代替収集を行う地区は次のとおりです。

収集しない日 ⇒ 代替収集日	代替収集を行う地区	種　　類
1月1日（金） ⇒ 1月5日（火）	土佐山田町地区　東1区	金　属　類
1月1日（金） ⇒ 1月5日（火）	土佐山田町地区　西1区	ビ　ン　類
1月2日（土） ⇒ 12月29日（火）	香北町地区 猪野々（松床・引立上・猪野曽・大奈路・大久保・柚ノ木・西浦・初田）・梅久保（柚ノ木谷）・清爪（県道沿い以外）・永瀬（県道沿い以外）・永野（中野・大元・長岡）・日比原・朴ノ木（県道沿い以外）	可燃ごみ 紙　類
1月1日（金） ⇒ 12月28日（月）	物部町地区　川口上	全　種　類
1月1日（金） ⇒ 12月30日（水）	物部町地区 久保中内・和久保	全　種　類

【問い合わせ先】環境課　☎53−1063

水道の修理

年末年始を控え、寒さも厳しくなり、凍結による水道管の破裂が予想されます。水道の修理については、各指定工事店（水道業者）に直接ご連絡ください。なお、次の工事店は24時間体制で待機していますのでお知らせします。

【指定工事店】㈱近藤工務店土佐山田営業所　☎53−1327

し尿くみ取り

年末は12月28日（月）17時受込終了。年始は1月5日（火）8時30分受込開始。くみ取りの依頼が殺到して、し尿収集運搬許可業者が希望日までにお伺いできない場合がありますので、できるだけ早い時期に業者に依頼してください。

【問い合わせ先】香南香美衛生組合　☎56−0141

許　可　業　者　名	住　　　所	電話番号
(有)ニホン清掃工業	香美市土佐山田町宝町3−2−3	☎57−2171
サニタリーサービスオカモト	香美市土佐山田町宝町1−3−17	☎53−2651
香北清掃社	香美市香北町美良布1148−1	☎59−3938
香長清掃(有)	香南市野市町西野2019−1	☎56−0009
マルナカ興業(有)	香南市香我美町下分419−3	☎54−5300
(有)土佐衛生管理	香南市赤岡町624−2	☎55−1992

あじさいひめ
© やなせたかし

広報香美1月号の自治会への発送は1月5日（火）です。

固定資産税係から

償却資産の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産は、所有者からの申告に基づくものです。ただし、耐用年数が1年未満のものや取得価格が10万円未満で、税務会計上、一時に損金の額に算入しているものや、20万円未満で法人税法上または所得税法上一括して3年間で償却を行う償却資産は課税対象となりません。

該当する償却資産のある事業所および個人の方は、平成22年1月1日現在の償却資産について、平成22年2月1日までに申告をしてください。

償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる有形資産のことです。土地・家屋以外で、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く）等です。

取り壊し家屋の申告について

平成22年度固定資産税の課税にあたり、平成21年（1月～12月）中に取り壊した家屋についての申告の受付を税務課固定資産税係で行っています。適正課税のため、平成21年以前に取り壊した家屋については、平成21年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成21年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。

土地評価の特殊なケースでは申し出を！

香美市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、下記のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因すべてを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例（一部）

・公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
・特別に災害の危険性が高い土地など。

【問い合わせ先】税務課　☎53−3116

固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年1月1日（「賦課期日」といいます）の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは具体的に次のとおりです。

①土地の場合
土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
②家屋の場合
建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
③償却資産の場合
償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

広告主募集中！詳細は企画課☎53−3114まで